

平成14年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会

1 開会

事務局

ただいまから平成14年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。
はじめに、会長の山田先生に御挨拶をお願いします。

山田会長

大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。

先日、みやぎNPOプラザ運営協議会がありましていろいろ議論しましたが、その中で宮城県のNPO促進の拠点であるみやぎNPOプラザの改革改善に向けて検討が進められました。この親元とも言える促進委員会につきましても、より質の高い支援促進を行っていくためにも、いい方向で運営していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。今回の議題は資金支援システムということですが、前回の委員会ではNPO企画コンペであるとか業務委託についての宿題があったかと思っておりますが、それらについて御意見がありましたらその他でいただきたいと思っております。

事務局

ありがとうございました。

本日、大木委員と大森委員から都合によりまして欠席するという連絡をいただいております。

それでは引き続き山田会長に議事の進行をお願いいたします。

山田会長

それでは、資金支援システムについて事務局から説明をお願いします。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

山田先生からもお話しがありましたとおり、前回の委員会で、この資金支援システム以外にも御提案いただいたことありますが、今回は資金支援システムの導入について御審議賜りたいと存じます。

まず、資料の確認をさせていただきます。(仮称)みやぎNPO活動促進ファンド事業(案)概要とその後参考資料として論点や他県の事例を付けております。それから本日の追加資料ということで地域NPO学会の設立1周年フォーラムの発言概要と関連する新聞記事のスクラップを付けておりますが、簡単にこのフォーラムに関して御説明いたします。このフォーラムは県で平成13年度に資金支援システムの研究に関する委託調査を地域NPO学会にお願いし、その報告をしていただきました。その中で例えばトヨタ財団の渡邊さんであるとか、せんだい・みやぎNPOセンターの加藤さんといった学識経験者、NPO関係者の方においでいただき、学会で取りまとめた研究結果について広く意見を頂戴したものでございます。県としましても、このフォーラムでの議論の趣旨等を踏まえて、今回の新しいファンド事業を立案したところでございます。

それでは、まずこれまでの経緯を御説明いたします。平成13年度に地域NPO学会の研究報告を頂戴して、これらの成果を踏まえながら県として具体の事業化について検討を進めてきたところであります。これは平成15年度の県の施策として取り組むべきという

ことで調整を行っているところですが、当然ながら正式には2月14日開会予定の県議会で御審議いただくわけで、現時点での県の考え方ということでご紹介させていただきます。

資金支援については、行政の支援策としてNPOの方からわれわれの方に要望のある最上位に位置づけされるものでありまして、県といたしましても事業の具体化に当たって、委員の皆様はじめNPO関係者の意見を頂戴しながら効果的・効率的な事業展開が行われるようにしていきたいと考えております。

それでは、配付資料に従って事業概要を御説明いたします。

まず、事業のねらいですが、NPOが自らのミッションに即した公益活動を進める上で必要とされる活動資金について、県の出捐金と市民あるいは一般企業からの寄付金を原資とする基金を構成し、ここから一定年限助成することによって事業運営に関するマネジメント能力の向上であるとか他団体とのネットワークの構築等を図り、県内のNPOの自主・自立的な継続的活動を促進しようとするものであります。事業のあらましですが、この基金は信託銀行等に県の拠出金を信託し、一般からの寄付金と合わせてファンドをつくり、外部識者、NPO関係者からなる運営委員会で選考いただいて、個々のNPOに助成金として交付するというものであります。信託銀行は委託者である県との信託契約に則して信託財産を管理運用する他、助成希望団体の募集、選考、助成金交付、寄附受付等実際のファンド運営に関する全ての業務を行うこととなります。

公益信託方式というのは、余り耳慣れない制度ということもありまして、制度の説明をさせていただきます。この制度は民法で規定しております財団法人制度と趣旨なり目的からすれば非常に似通った部分があるというのが特徴となっております。民間の資金を祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他の公益目的のために活用する制度として信託法に則って制度化されたものであります。財団法人がその一定財産をもって、財産に法人格を与えて、そこに専従の事務局を置くなりして、管理運営されるのに対して、公益信託方式は財産を銀行なりの受託者に信託して、受託者の方で目的に沿った管理運営を行おうというものです。従来財団法人に比べれば比較的財産規模が少額でも運用可能であるということなどから、最近他県を見ても同様の公益信託方式を使って助成している例が4県ほどあるようでございます。まず、委託者からこういった目的で財産を管理運営して欲しいという事前の相談がございまして、それを受けて銀行等がその内容に基づいて主務官庁に公益信託開設の許可申請を行うこととなります。ここで言います主務官庁というのは、主たる受益者の範囲が一つの都道府県内にある場合にあっては都道府県が開設の許可を行うということになりまして、今回の場合は委託者と主務官庁が同じ宮城県ということになります。実際の公益信託の開設許可を県から受けた後、受託者である銀行等が信託目的に即した管理運営をするために、銀行内部に運営委員会というものを置きます。これは、主に学識者であるとかNPO関係者の方からなる委員会になるかと思いますが、ここで、具体の助成内容が検討され、どういう金額でどういう活動に対して助成するのかといった、メニューを作ってください。そして、それに則って選考業務をしていただくということになります。最終的には、受託者が助成内容、助成団体を決定するということになっておりますけれども、これは運営委員会の検討を基に、その助言勧告に従って受託者である銀行が助成を行うといった流れになります。それから信託管理人という方がいるわけですが、これは受託者の外部に置く第三者機関でありまして、目的に沿った管理運営ができていますかどうか

ということのお目付役的な方を置くことになっております。次に信託財産、信託期間でございますが、県の出捐金として平成15年度以降一定額を拠出し、これに市民・企業等からの寄附を合算するというところでございますが、元々この公益信託制度の仕組みといたしましては、通常の財団と一緒に財産の果実運用で実際の経費を賄うという考え方もあるかと思っておりますが、県の財政事情が厳しいということもございまして、市中金利も相当低利な状態になっておりますので、今回我々が考えております公益信託は当初から財産の取り崩し型の基金を想定しております。信託期間は信託財産が消滅するまででございますが、当面は平成15年度から平成24年度までの10か年にわたって基金から助成したいということでございます。具体的出捐額とかスキームについては、これは当然ながら県の予算を伴うこととなりますので、議会で平成15年度の予算として審議、議決いただいてからということになります。平成15年度に当たっては、1千5百万円の予算額として議会に提案させていただこうと考えております。平成16年度以降につきましては、今のところ、1年間のだいたいの助成額が5百万円程度と考えておりますので、初年度である平成15年度の資金と合わせまして、県といたしまして総額5千万円程度を数年間に分けて拠出していくというスキームで考えております。当然、民間企業であるとか市民の方々からの御寄附も頂戴したいと考えておりますので、その分は県からの拠出額に合わせて最終的には5千万円プラスアルファのファンドになるものと考えております。

次に助成内容でございますが、これは実際には銀行の内部に置かれる運営委員会での審議を経て銀行が決定するものでございますが、現時点での県の案といたしましては、助成対象としてファーストステップ支援とエンパワーメント支援の二つに分けて、ファーストステップにつきましては、団体立ち上げ時期に当たるNPOの事業費なり、初度調弁のような備品費などに充てられるようなものを考えております。エンパワーメントにつきましては、設立当初の目的がほぼ軌道に乗ってきて、これからさらに活動領域を広げ新しい事業を手がけていこうという方々に対して、助成しようとするものであります。

次に信託に係る費用等で、これは制度的なお話しになりますが、例えばファンド運営に関する運営委員会の開催等に係る費用については、信託財産の0.5%から1.5%程度を信託報酬として信託銀行に支払うこととなっております。

次に事業のスケジュールですが、4月から信託銀行等の選定でありますとか信託管理人、運営委員の選考を行い、実際のファンドの開設というのは平成15年度の半ば以降になってくだろうと考えております。ファンド立ち上げと同時に制度のPRを行って広く寄附金を募っていきたいと考えているところです。そして、15年度後半にかけて実際の助成内容を運営委員の方々に御検討いただき、年度後半には助成団体の募集を行いまして、平成16年度当初に助成金の交付を行いたいというところでございます。

県がこれまで、地域NPO学会等の意見を頂戴しながら、いろいろ検討を進めてきた中で、現時点での課題というものが浮かび上がってきておりますので、その点を御説明し、論点としていただき御意見をいただければと思います。6点ほどありまして、1番目は助成内容、2番目は運営委員会の機能構成、3番目は事務局の機能、4番目は寄附の募集方法、5番目は助成後のフォロー・評価のあり方、6番目は従来の活動企画コンペの評価とすることを掲げております。

以上の点について、簡単に御説明いたしますと、まず1番目の助成内容につきましては、

実際の助成対象をどのように捉えるか、こういった活動に対して助成するのか、具体の助成額はいくらか、団体側の自己負担をどれぐらいにするのかといったようなことがございます。現時点での県の方針としましては、ファーストステップ、エンパワーメント支援と2段階に分けることを考えております。

2番目に運営委員会の機能・構成でございますが、運営委員会というのは公益信託を目的に則って適正に運営するため、受託者が銀行内に設置する機関でございます。一義的には委員は受託者である銀行が選任するというようになっております。具体の職務としましては、助成金交付の対象や交付額に関することなどを含め銀行に意見陳述・勧告を行うほか、運営全般に関する助言を行うといったような位置づけになっております。この運営委員会の機能・構成に関する県の考え方でございますが、運営委員会の選任はあくまでも受託者である銀行の専管事項ではありますが、委託者である県のイメージとしては実際に県内で先駆的な活動をしているNPOの代表の方とかNPO活動に造詣の深い大学の先生であるとか、あるいは社会貢献活動に理解関心のある企業関係者の方々が委員が構成されて、実際の助成内容であるとか具体の助成先の検討を行っていただくことが適当ではないかと考えているところでございます。

3番目に事務局の機能でございますが、基本的には受託者である銀行がファンドの事務局となるわけですが、実際には先程申し上げましたように、信託財産も高額というわけではございませんので、銀行にお支払いする信託報酬も微々たる額になると思います。こうした限られた経費の中で効果・効率的運営を行うための方策を検討する必要があるだろうということでございます。我々のイメージからすれば受託者である銀行と委託者である県にNPOを加えた3者の連携による役割分担について、何かいい方策はないかと考えているところでございます。

4番目としまして寄附の募集の方法ですが、そもそもこの公益信託の趣旨が市民・企業等の自発的意志により広く寄附を募る受け皿としての役割を果たそうということがございますので、何らかの実効性ある対応を講じていきたいと考えておりますが、県がこういった財団なり基金を立ち上げる場合には、どうしても県内の主だった企業に、言い方は適切ではありませんが奉加帳を回して寄附を集めるといった方式が従来は一般的だったかもしれませんが、しかし、果たしてNPOの資金獲得のあり方からして、そういうやり方が適当なのかどうかといったところが、県としても大いに議論のあったところでございますので、本来のNPOの資金獲得の趣旨に沿うような形での寄附の集め方というものが可能かどうか、これから検討を進めていきたいと考えております。

5番目としまして助成後のフォロー・評価でございますが、具体の助成先の決定には運営委員会が当たるのですが、助成金を交付してそのまま放って置きっぱなしではなく、事業の活動報告を受けてその中で一定の評価を伴うことになるわけですが、その実際の活動の評価を基にこういったフォローができるかどうかについて検討していきたいと考えております。

最後に活動企画コンペの評価ですが、県ではNPO活動企画コンペ事業を平成11年度から実施しておりますが、これは各NPOに企画事業を募って、選考委員会で選考された優れた企画に対して、県から直接助成金を交付するという事業でございます。これまで延べ72団体に、金額としては1千4百万円程度を助成してまいりました。この事業につき

ましては、平成15年度で終了ということになっております。この直接交付のコンペ事業をどのように評価して、今度の新規のファンド事業に繋げるかということですが、県といたしましては、ファンド事業についてはNPO法人格を持っているかとか福祉関係といった特定の分野にとらわれず、NPO自らのミッションに従った自由な企画を募り、それに対して助成をしていきたいと思っております。これまでのコンペ事業での助成団体の方々から伺ったところでは、こうしたことについての一定の評価は得られたのかなと考えております。しかしながら県の財布から直接団体に助成金を交付するというやり方が、県の関与度合いが強いという印象を抱かれるのも否定できないことから、これからのNPOの資金支援のあり方として、県が前面に出た支援というのはどういったものかという議論もありまして、今回のファンド事業を検討したということでございます。

以上、ファンド事業の概要と現時点で考えられる論点・課題について、ご説明させていただきました。

山田会長

ファンド事業案について御説明がありましたけれども、皆様から御意見・御質問をいただきたいと思えます。

まず、私から一つ質問します。NPOへの資金支援ということですが、この場合のNPOというのはどこまでを指しているのでしょうか。NPO法人なのか、それともそれ以外も含めるのでしょうか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

具体的には、これも運営委員会で御検討いただく話ですが、県のイメージからすれば法人に限定するという考えは持っておりません。広い意味でのNPOと捉えております。

熊谷委員

信託する銀行というのはあらかじめ特定されているものなのか、それとも信用金庫とか労働金庫まで範囲に入っているのかどうか教えてください。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

一義的には、信託銀行になると思えます。ただ、県内の地方銀行であっても信託銀行と代理契約を結んでいる銀行がありますので、間に地方銀行に入ってもらって実施するという事も考えられます。

袋委員

平成14年に開催されたフォーラムの中で指摘されたことについて、内部で検討するということでしたが、検討して変わったところは何かあるのですか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

前回、前々回の促進委員会でも資金支援について委員の皆様にご説明していたわけですが、その時は地域NPO学会でまとめていただいた報告を基に一つの方向性としてご提示しておりました。昨年7月のフォーラムの中での議論は、NPO学会の報告の中にある基金を設立するという点では同じなのですが、県が直接条例によって基金を立ち上げようというのがNPO学会でまとめていただいたものだったのですが、フォーラムでは県が直接基金を立ち上げて管理すること自体が行政の関与が強いということに繋がるのではないかと、行政は金を出せば口も出すものであり、それはどういったものかという意見をいただきまして、それでは県から一步離して、財産を信託銀行に預けてそれを実際に管理運営す

るのは、信託銀行がNPO関係者からなる運営委員会に諮って決めることとし、県が一步引いた形での支援のし方ということで、今回公益信託という別な案をご説明させていただきました。

藤田委員

寄附の方法が問題となっていると思われませんが、寄附する側で自分は福祉のために寄附したいという目的がある場合に、それは叶えられることになりますか。

田中NPO活動促進室長

その件について、こういった形の寄附でも受け入れる形にするのか、そうではなくて広く集めて広く支援していくのかということ、これから議論していかなければならないと考えておりますし、論点の一つである助成内容をどのようにするかというところで、最終的に信託銀行等に置かれる運営委員会の意見を聞いて助成内容を決めるところに関わってくると思います。また、福祉のこういう活動に寄附をしたいと思われる場合は、おそらくこういうところに寄附をされるより、ご自分が支援をしたいと思われる団体があって、そちらに寄附をされる場合が多くなるのではないかなと思われませんが、今後こういったやり方がよいのか話し合っていくべきことだと思っています。

山田会長

少なくとも県から出捐されるお金に枠をはめることはできないと思いますが、市民・企業等から寄附があった場合の何かお考えがあればお願いします。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

寄附する側からみれば、自分が寄附したお金がどこのNPOに行くのか全くわからないということになると寄附する意欲も失うのかなと思われま。個別具体のNPOというよりは、これは福祉の分野で使って欲しいというような御要望が当然出てくると思いますので、なるべく寄付者の意向が叶えられるような助成内容を運営委員会の方で検討することになると思います。

山田会長

県では、市民・企業から寄附があった場合に、ある程度寄付者の要望を受け入れる方向でこの運営委員会にお願いした方がいいのか、それともあまり枠をはめない方がいいのか、その辺について御意見がありましたらお願いします。

小玉委員

今回のこの基金というものは、いろいろな範囲に広げておいた方がいいのではないかと思います。これを進めていく中で、助成先を指定するような寄附も出てくると思いますが、あまり多くない基金ですので広範囲にしておいた方がいいと思います。

山田会長

前回の議論の中にも、他の福祉等の分野での助成金もあるので、そういったものを整理してから制度を考えるべきではないかという御指摘もあったかと思っておりますのでその辺を踏まえ、今の小玉委員からの御意見ではなるべく幅広く、あまり助成制度のない分野にも及ぶようにできたらどうかという御指摘ですね。

紅邑委員

一つ山田先生にも聞いてみたいのですが、岩手県では公益信託という形でこういったファンドが先行して行われているということですが、宮城の場合、市民や企業からもお金を

集めて公益信託を運用するということになっているのですが、他県がどうなっているのか資料にはなかったものですから、例えば岩手県がどんな感じで行われているのか教えていただきたいと思います。それから平成13年度第3回目の促進委員会の中で、菊地文博委員が私どものせんだい・みやぎNPOセンターで行っている事業のことを指してのことだと思うのですが、NPO同士の競合は大いに結構だけれども、こういった形で自治体も市民や企業からの寄附を集めるということでの競合を懸念しているという御意見が出たわけですが、この辺りについて、もう一度県としてどうお考えになったのか伺いたいと思います。

山田会長

最初の岩手県の状況ですが、民間の寄附に関してはあまりPRはしていないのですが、今年度、労金さんから300万円か500万円いただきました。それが初めてのケースです。それに関しては、県が出捐しているものと合わせて運用し、全体の基金にしてしまうというやり方をしています。岩手県の場合は三菱信託銀行が受託し、岩手銀行が代行しているわけですが、銀行にはノウハウがなく、県も原則口を出さないということになってくると審査基準をどうするかとか申請書類の書き方などに対する指導等があって、それを行うのが大変であり大事な業務になります。この業務を行う信託報酬が1.5%とか0.5%という金額ですと、完全にボランティア作業になってしまって非常に大変だというのが実態です。この1.5%とか0.5%という金額は10万円とか15万円という金額ですが、これを一体誰がやってくれるのかという辺りは非常に心配しています。

萩原環境生活部次長

競合の件ですが、地域NPO学会からの報告を受けて、県が基金を設けるということが前提にあったわけです。そうしますと、県が創った基金に市民・企業からの寄附を募るといことですので、既にある民間のシステムとバッティングしてしまうという問題が出されました。その際は、たぶん県がお金を出せないだろうということで、報告書がまとめられたということもありまして、昨年フォーラムでのみなさんの御意見も踏まえまして、県が一步離れた形で助成することができないかということで、この公益信託を検討しているところです。ですから県対NPOという形にはならないと思います。それからパイの奪い合いではなくもう少し広げていこうと、市民の方たちにいろいろな方法でNPOを支援する方法があるんだということを示していきたいと考えております。

山田会長

この公益信託に民間が寄附する場合と例えばせんだい・みやぎNPOセンターがやっている民間の基金に寄附する場合とで税の優遇措置というのは違ってきますか。

萩原環境生活部次長

それは同じですね。

山田会長

同じであれば県に集中するということはないですね。

岸田委員

このファンドに対して、総額5千万円という県からの財政的な手当をして基金を造成するわけですが、民間寄附の期待の度合いについて、一定の目標を決めて提案しているのかあるいは基本的に県からのお金5千万円で10年間やって、そこに県が奉加帳を回すよう

な形で民間からの寄附をプラスアルファ的な形で集めるのかあるいは純粋な形で来る者は拒まずという形にするのか、その辺の考え方をはっきりさせた方がよいと思うがどうでしょうか。

田中NPO活動促進室長

基本的には、岸田委員がおっしゃった後者の方になると思います。県の名前で奉加帳を回して、目標額を決めてお金を集めましょうということをやってしまったのでは、これまでやってきたことと同じことになってしまうだろうと思います。もちろん、みなさんから寄附が集まればうれしいわけですが、他に寄附をしたいという方もいらっしゃるでしょうし、なるべく県から切り離れた形での公正な仕組みを作り、このファンドだけではなく、いろいろなところに寄附をするような人が出てくればいいのではないかと考えております。

岸田委員

その辺の県の基本的なスタイルというものは、まわりにきちっと伝わるような柱立てにした方がよろしいと思います。

山田会長

関連質問ですが、県が委託した後は、信託銀行と運営委員会で判断していくと思いますが、そうすると運営委員会の中でもっと積極的に民間から寄附を集めるべきだということになった場合、それが銀行とか運営委員会で活動が展開される場合というのはあるのでしょうか。してもいいのかどうかということです。

田中NPO活動促進室長

どこまで縛りをかけた形で委託をするかどうかということですが、そもそも、運営委員会の権能としてどこまで契約の中に入れられるのか、検討していかなければならないと思います。

山田会長

今日出た御意見を委託に反映していただくということでよろしいですね。

紅邑委員

NPOの活動の促進というのは、例えば民間でこのようなファンドを作ってやっている団体があるとしたら、その活動促進ということも県の促進という範疇に入ってくるのではないかと思います。県としてNPOそのものの活動を促進し、活動の基盤というものをもっと強くしていくということに力を注ぐということであれば、民間を応援していく、極端な言い方をすれば道を譲るところがあってもいいのではないかと思います。県としてNPOの活動の促進というのをどのように捉えているのでしょうか。

田中NPO活動促進室長

なかなか難しいところだと思うんですけど、なぜこの取り崩し型で公益信託という形にしたかということとやっぱりまだまだ県としてやるべき範囲があるんじゃないかと、ある程度の時期まではお金を出す等の役割があると、ただ、その先もずっと未来永劫かということとそうじゃないと思っています。そういう意味で過渡期にありますし、そういう範囲の中では県がやるということも必要ではないかと思っています。

須藤委員

フォーラムのコメントを受けてファンド導入の提案を今お聞きしたんですけれども、県

としてどのくらい関わっていくのかお聞きしたいと思います。例えば実際わからない銀行が運営をしていく、それからいろんな発展的な意見が出てくる、事務作業も結構大変ですよといったときに運営とか事務とか特に事務については県も加えた三者という形で書いているんですけども、ファンドについて県がどこまで関わると現時点で考えられているのかお聞きしたいのですが。

田中NPO活動促進室長

現時点では、事務局をどうするかということが大きい問題となってきますので、ある程度募集などの事務処理等を含めてどこまで県がやるべきかやらないべきかということはまだまだ白紙の部分が多いです。地域NPO学会の報告の中で、ある程度事務局機能を県の方でやることを前提に書かれてありますし、県の関与ということになりますとどの程度委託契約をする際に細かい内容で契約をするかということになってくるかと思います。それから、実際に運営委員会のメンバーをどういうふうに変定するか、県の人が入るか入らないかという問題もありますし、全く銀行任せにすればよいと思っているわけではありません。

渡辺委員

私も行政を預かる者として、大変最近では財政的にも厳しくなってまちづくりも町民が主役だということではいろんな面について、知恵を出して汗を流してやっていただきたい、自発的にやっていただきたいとお話をしているところです。今回信託ファンドという形で、やり方としてはいいかと思いますが、やはりどういう団体に推薦なり、運営委員会の中身をどうするかということが行政としては一番大切なことだと思っています。我々も議会ではどういうふうに使ったのかという話になりますからそういったところが組織の中では重要になってくると思います。お金については将来的には寄付は自主的に出して県は出さない形が一番望ましいかと思いますが、まだまだ日本国民のレベルというものはそこまで成熟はしていないかと、例えばいい事業であっても住民の方は寄付を集めるといって嫌がります。自発的に寄付しようという意識は外国から比べると低い感じがしないではないんですが、そういった意識を全般的に広めていくことが大事だと思っています。それからNPOそのものが県内に浸透しているかというところではないような気がしますので新しい仕組みができたのと同時にもう一度広められたらいいかなと思います。それから、運営委員会が一番ポイントかなと思っているんですが、最初は県が関わってきちんとして、だんだん抜ける形が一番望ましいと思っています。

藤田委員

目の届かないNPOに支援するのが正にこのファンドの目的だと思うので、既存のNPOがどのような活動を行っていて、民間からどのような支援をされているのか、どの程度潤沢なのかということ把握することが必要だと思いますが、そういうことまで把握する能力を運営委員会に期待するわけでしょうか。それとも、それは県でやるのかお聞きします。

田中NPO活動促進室長

いろんな団体に資金が行き渡ることが大事だと思いますので、運営委員会が重要になってきて、実際に助成金を出す場合にこういった観点で助成を行うのかは決めていかなければならないと思いますが、なかなか難しいことだと思います。

萩原環境生活部次長

おそらく公募という形になるかと思えますけれども、例えば民間財団の場合ですと、必ず今どこに助成の申請をしていますかというようなことを細かく聞くようになっていきますので情報としてはそこを信用して行うことになると思えます。

岸田委員

事細かに審査するというのは支援助成の精神にはそぐわないのかなとは思いますが、これは基本的に書類審査なのか、公開審査なのか。例えば公開審査を行うとすると準備等に非常に労力が費やされるだろうと思えますが、果たして信託銀行に限られたマンパワーでそれができるのかということと、終わった後の評価とフォローを行う際の事務局機能や人的な問題をどのように考えているのか教えていただきたい。

萩原環境生活部次長

例えば、事務局機能をどこが担うのか、それだけの金銭的手当ができるのかどうかということを含めて、これからさらに議論を重ねていく必要があると思えます。

紅邑委員

助成内容として、ファーストステップ支援とかエンパワーメント支援というものが出ていますが、結局この基金を通してNPOの活動をどうしたいのかという方針や、評価を行う際の自己評価と外部評価の仕組みを定めた上で運用されることがベストなのではないかと思えます。

山田会長

そろそろ、まとめたいと思えます。

まず、この基金がどのような役割を果たすべきなのかということが第1点目であり、2点目はNPOを十分理解した運営委員会組織にしていきたいということ、それから3点目は客観的に公平・公正に運営されるようにしていきたいこと、4点目は運営コストを適正にしていきたいということ、そして最後は民間の既存のシステムと競合しないような特徴を出しながら制度を運用していきたいと思えます。

その他として何もなければ、議事を終了したいと思えます。

事務局

以上をもちまして平成14年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。